

平成 27年 7月 23日

**平成27年度  
静岡県土地利用基本計画図の  
一部変更(案)について**

**静 岡 県**

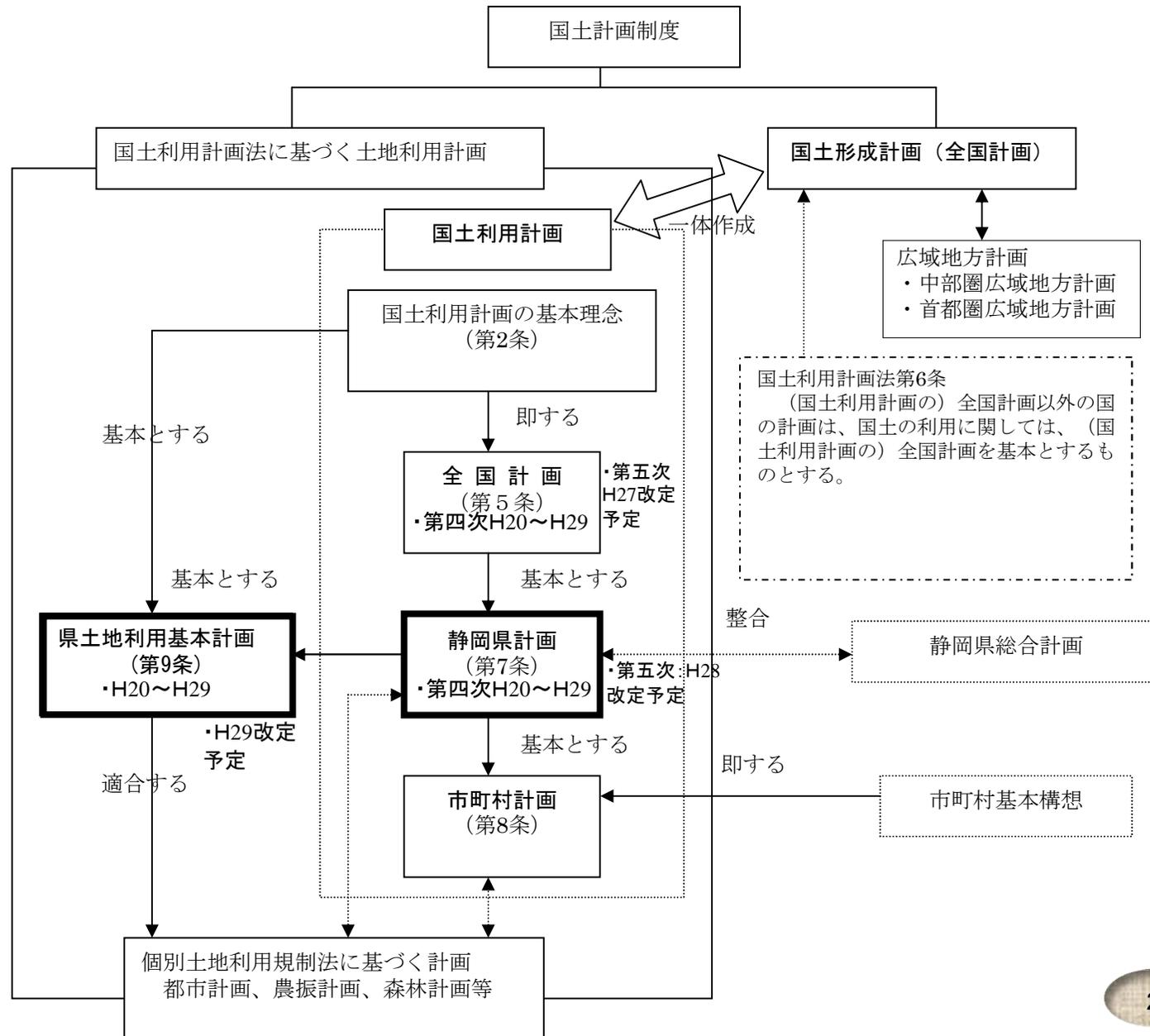
# 1 国土利用計画の体系

## 目的

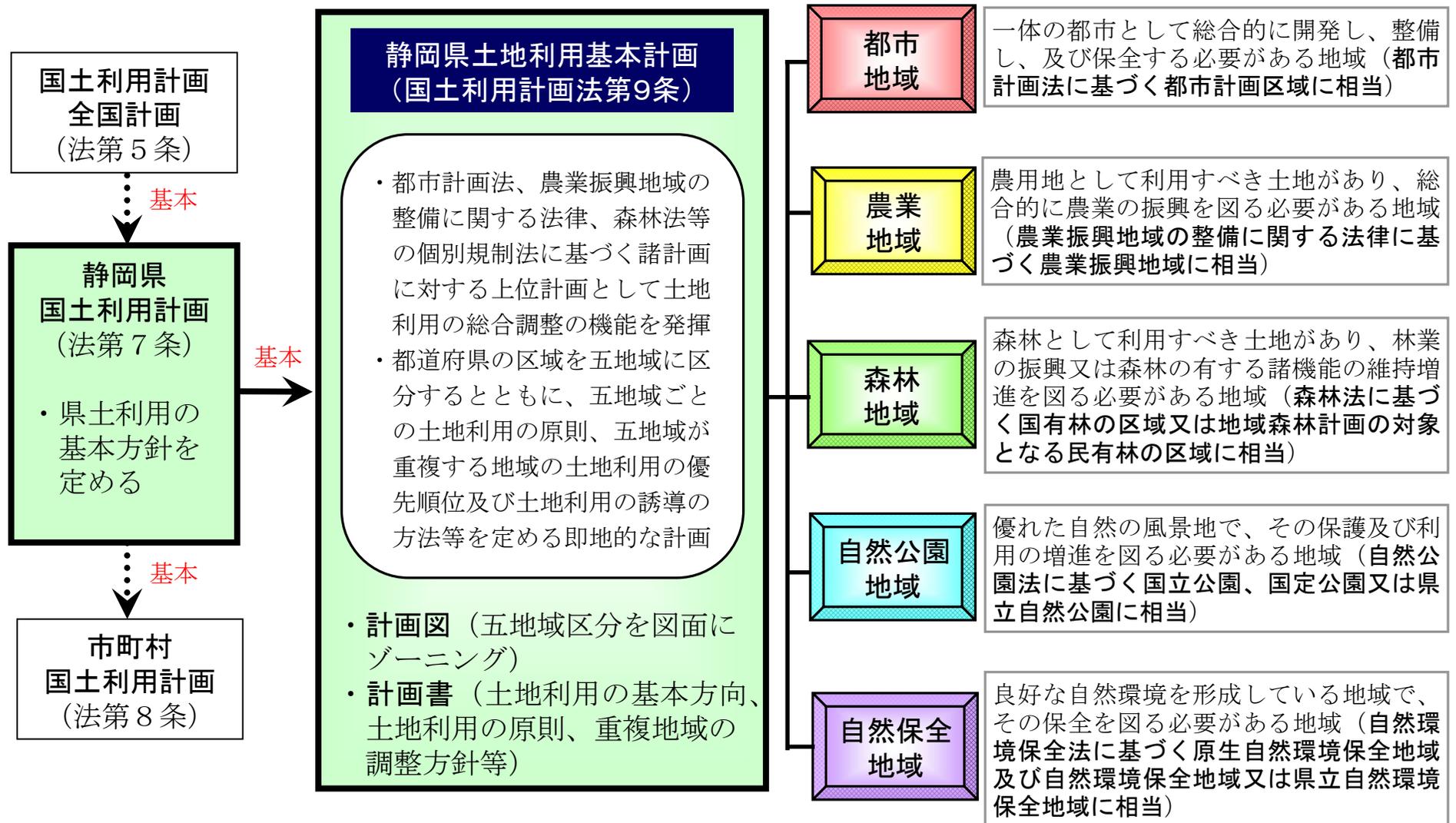
国土利用計画の策定に関し必要な事項を定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置、その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、**総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。**(法第1条)

## 基本理念

国土の利用は、国土が国民のための限られた資源であることに鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に留意して、**健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。**(法第2条)



## 2 土地利用基本計画の位置付け



### 3 土地利用基本計画の構成

都市地域、農業地域等の五地域の範囲を図面表示した「計画図」と土地利用の調整に関する事項等を記載した「計画書」から構成

#### 土地利用基本計画

##### 「計画書」

- 土地利用の基本方向
- 五地域ごとの土地利用の原則
- 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針  
(土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方法等)

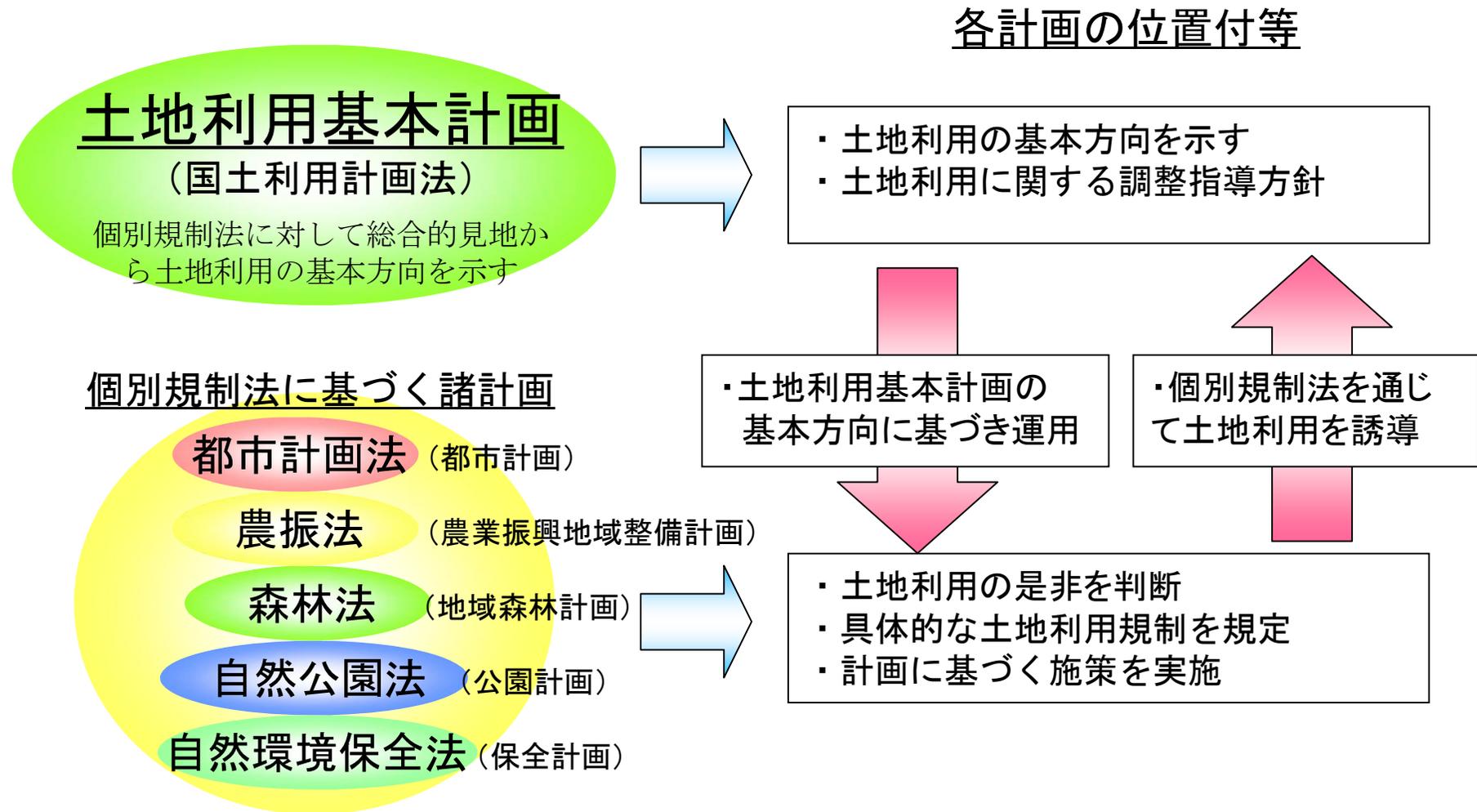
変更時期：国土利用計画改定毎  
(概ね10年に1度)

##### 「計画図」

都道府県の範囲を五地域に区分し、それを5万分の1の縮尺の地形図に表示。個別規制法の地域・区域の変更に先立ち変更

変更時期：随時  
(通常年1回)

# 4 土地利用基本計画と個別規制法との関係



## 5 土地利用基本計画の変更手続の流れ

### ・各個別規制法に基づく地域(都市地域等)に変更要因が発生

- ◇区域区分(用途地域の拡大等)の見直しによる変更
- ◇開発行為など個別の行為に伴う変更

区域により  
時期は様々

- ・国、市町、各方面の意見を十分に聞き、総合調整を実施(個別規制法)
- ・五地域の基準に照らして妥当性について検討(国土利用計画法)

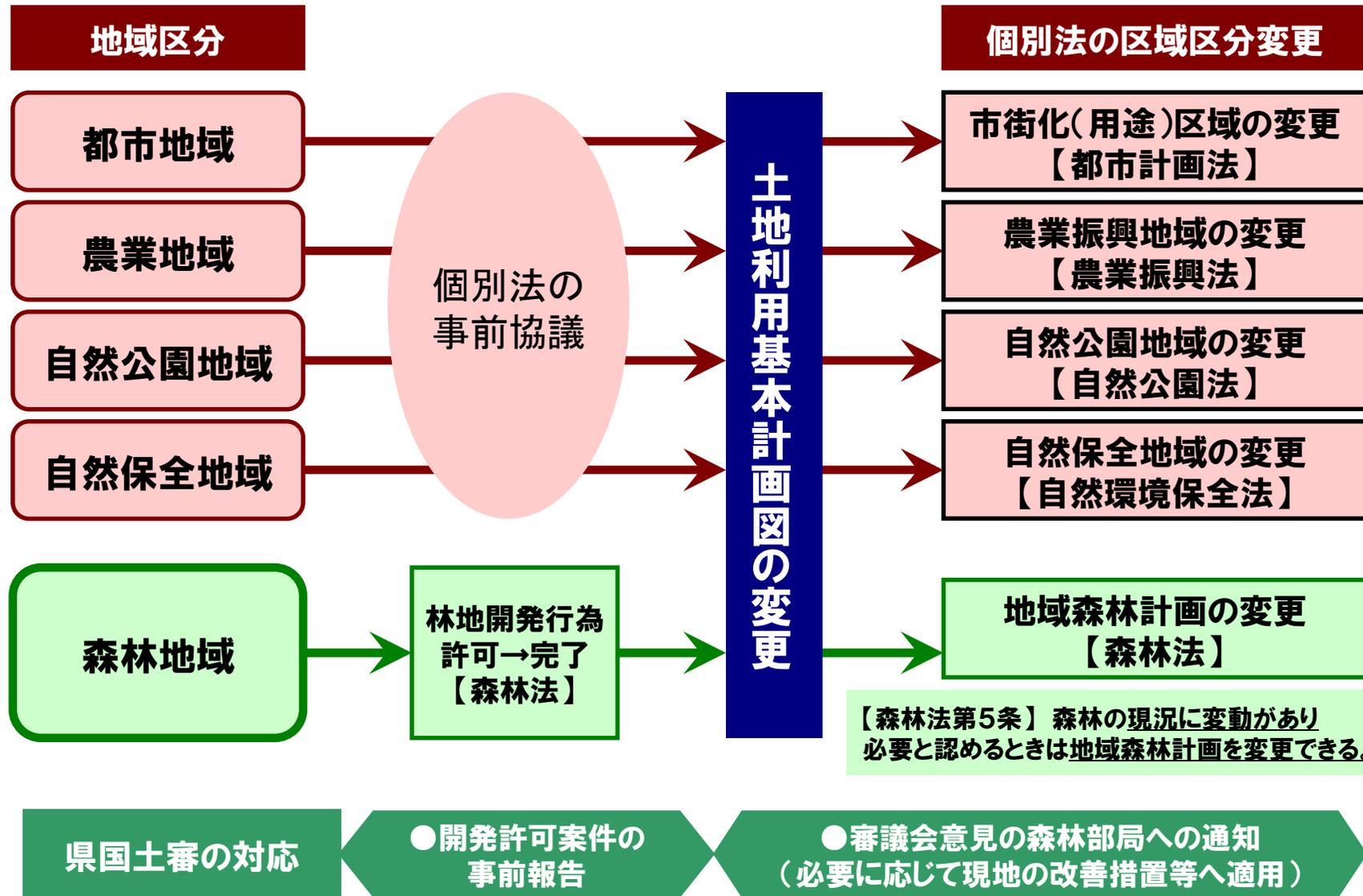
・土地利用基本計画図(五地域の区分)を一部変更したい

県国土利用計画審議会で審議

土地利用基本計画図の一部変更

・個別規制法に基づく区域(都市計画区域等)・諸計画の変更

# 6 地域区分別の土地利用基本計画図の変更手続の考え方



# 自然公園地域の縮小

(整理番号1)

# 整理番号1 浜松市 自然公園地域の縮小 ①位置図







# 整理番号1 浜松市 自然公園地域の縮小 ④区域の概要

<p><b>変更区域の面積</b></p>	<p>自然公園地域 (縮小) 3ha</p>	<p><b>他地域との 重 複</b></p>	<p>都市地域 3ha</p>
<p><b>区域概要</b></p>	<p>【天竜奥三河国定公園】 長野、静岡、愛知の3県にまたがり、県内は浜松市が指定されている。 指定:昭和44年1月10日 面積:4,838ha(全体25,728ha) 国定公園:国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、都道府県の申出により環境大臣が指定するもの</p>		
<p><b>地域区分の変更経緯</b></p>	<p>平成13年に自然公園法が改正され、生物多様性の観点盛り込まれ、静岡県では、「県立自然公園の公園計画作成要領等」を作成し、市街化が著しい箇所から、順次、公園の見直しを行っている。</p>		
<p><b>地域区分の変更理由</b></p>	<p>平成23年度から、天竜奥三河国定公園の点検を行ったところ、市街化が進み自然公園としての資質が低下している地域が存在することが明らかになった。 天竜川や二俣城址等の景観や自然性への影響がないことが判断されたため、当該地域を公園区域から削除する。</p>		
<p><b>関係機関との 調整状況 (許認可等)</b></p>	<p>平成27年1月 国等の関係機関事前調整 浜松市意見聴取 平成27年3月 県環境審議会へ説明</p>		

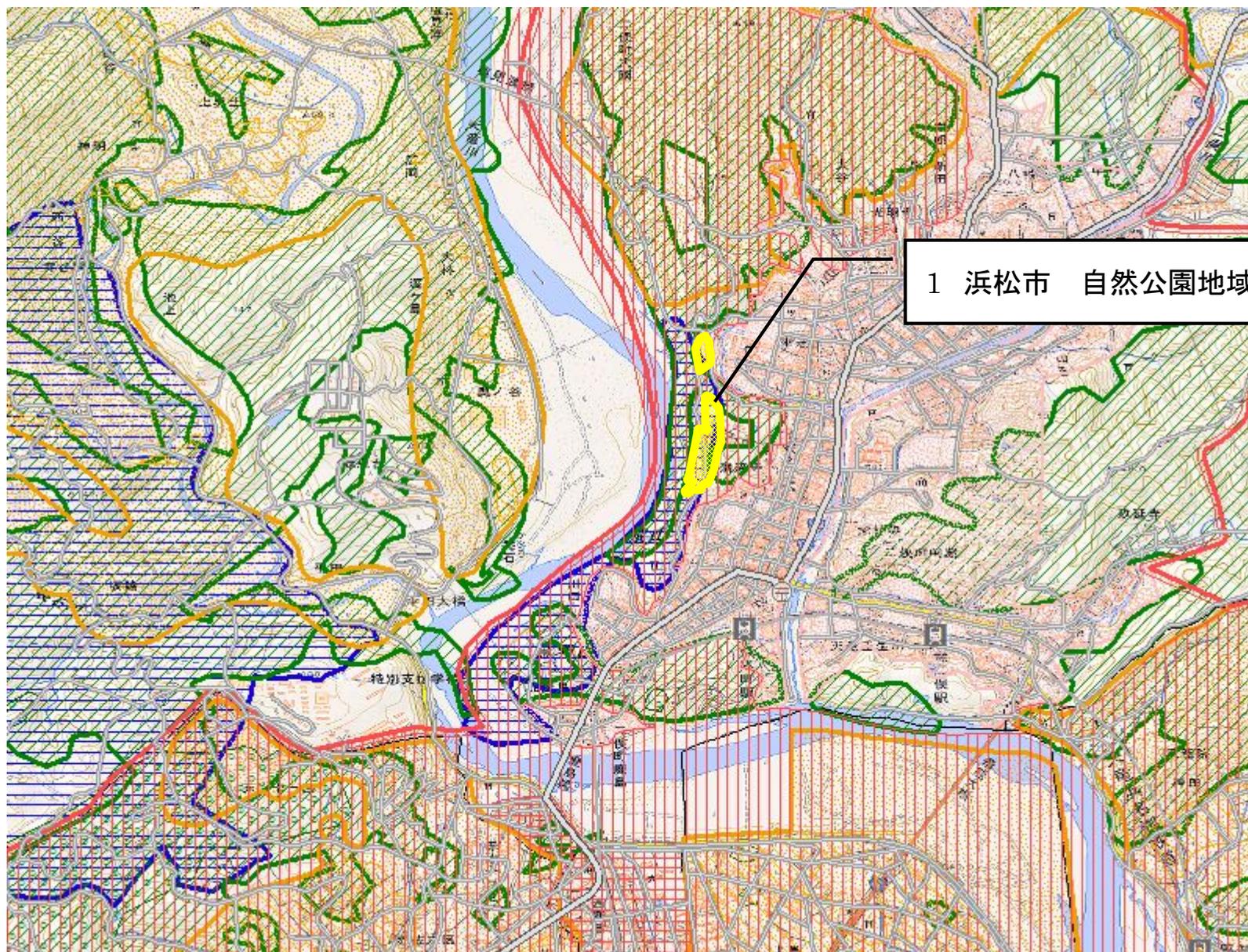
## 1 点検の概要

- (1) 自然的・社会的状況の変化に対応し、自然公園の風致景観の保全を目的として、生態系(動植物)、景観、公園利用の観点から、①公園区域②規制計画③施設計画について調査・検証を実施
- (2) 本自然公園区域については、天竜川地区、秋葉地区、浜北森林公園地区の3つに大きく区分し、重要度の高い9つのエリアを調査対象箇所を選定した上で点検を実施

## 2 点検の結果(二俣地域)

- (1) 点検・見直しの留意事項 [公園計画作成要領(H14県策定)に基づく]  
公園区域の境界に接して、既に市街化が著しく進行する等、自然公園の区域として存続させる意義が薄れ、公園区域の削除が適当と判断された場合、区域の縮小変更を検討
- (2) 二俣地域は、都市計画区域が含まれ、住宅地と公園区域が入り組んできているため区域の見直しを実施
- (3) 調査点検の結果

NO.	判断項目	区域縮小の評価	理由
1	生態系(動植物)	適当	住宅等が密集化し希少な動植物は存在しない。
2	景観	適当	住宅密集地となっているが、周囲の森林帯により、近隣の天竜川や鳥羽山、二俣城址など史跡等の景観や眺望を阻害する恐れがない。
3	公園利用	適当	将来的にも住宅地として利用される見込みであり、自然公園として利用する可能性が見込めない。



1 浜松市 自然公園地域 (縮) 3ha

- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区



図の中心位置： 34.865, 137.808 (北緯,東経) 縮尺 1:25000